

日本教育大学協会全国家庭科部門規程

(昭和 62 年 12 月 2 日制定)

(昭和 63 年 10 月 4 日改正)

(平成 8 年 8 月 22 日一部改正)

(平成 13 年 8 月 7 日一部改正)

(平成 14 年 8 月 21 日一部改正)

(平成 17 年 8 月 24 日一部改正)

(平成 20 年 8 月 9 日一部改正)

(平成 24 年 8 月 23 日一部改正)

(令和 4 年 8 月 19 日一部改正)

(令和 6 年 8 月 26 日一部改正)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、「日本教育大学協会規約」(以下「協会規約」という。)第31条第2項及び「日本教育大学協会全国研究部門等の組織及び運営に関する規程」に基づき、日本教育大学協会全国家庭科部門(以下「部門」という。)の運営等について必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 部門は、協会規約第2条による大学・学部の家庭科教員免許取得に関連する科目を担当する教員及び附属学校の家庭科担当教員(以下「会員」という。)をもって組織する。なお、「日本教育大学協会全国研究部門等の組織及び運営に関する規程」第3条に基づき、必要に応じて、前述に定める者以外の者を部門会員とすることができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 部門は、協会規約第4条に基づき、家政科又は家庭科に関する研究及びこれの改善にあたる。

(活 動)

第4条 本部門は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 教育者養成をおこなう大学・学部の家政科・家庭科等及び附属学校の家庭科の研究及びそれらの施設・設備に関する研究並びに改善
- (2) 家庭科の現職者教育に関する事項
- (3) 総会、研究集会、講演会等の開催
- (4) その他、特別委員会の設置等、部門の目的達成のために必要な活動

第3章 組 織

(地区会)

第5条 部門に、次の地区会を置く。

地区

- | | |
|------------|--|
| (1) 東北・北海道 | 北海道(札幌, 函館, 旭川, 釧路, 岩見沢), 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県 |
| (2) 関東 | 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県 |
| (3) 北陸 | 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 長野県 |
| (4) 東海 | 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県 |
| (5) 近畿 | 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県 |
| (6) 中国 | 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県 |
| (7) 四国 | 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県 |
| (8) 九州 | 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県 |

- 2 地区会は、その地区に属する会員をもって組織し、その地区における部門の目的達成に協力する。
- 3 部門に大学部会及び附属学校部会を置くことができる。
- 4 部門の地区会の運営については、各地区において定めるものとする。

第4章 役 職 員

(役 員)

第6条 部門に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 運営委員長 | 1 名 |
| (2) 運営副委員長 | 2 名 (附属学校 1 名を含む) |
| (3) 常任運営委員 | 10 名 ((1), (2) 及び附属学校 1 名を含む) |
| (4) 運営委員 | 32 名 ((1), (2), (3) を含む) |
| (5) 監事 | 2 名 |

(役員職務)

第7条 運営委員長は、部門代表として、部門の任務を総務し会議を招集する。

- 2 運営副委員長は、部門副代表として、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときは、運営委員長があらかじめ指名した運営副委員長がその職務を代行する。
- 3 常任運営委員は、常任運営委員会を構成し、部門の任務を執行するとともに、その重要事項を審議し、総会に議案を提出する。
- 4 運営委員は、運営委員会を構成し、部門の任務を執行する。
- 5 監事は、部門の会計を監査する。

(役員選出)

第8条 運営委員は、各地区ごとに、大学教員及び附属学校教員より各 2 名を選出する。

- 2 運営委員は毎年半数交代になるよう選出する。原則として、大学教員 2 名のうち 2 年目の運営委員を常任運営委員とする。附属学校教員の常任運営委員は 2 名とし、そのうち 1 名は当期の、残り 1 名は次期の大会開催地区から選出する。
- 3 原則として、大会開催地区の常任運営委員(大学)を運営委員長、同地区の常任運営委員(附属校)と 1 年目運営委員を副運営委員長とする。
- 4 大会開催地区の運営委員が実行委員長を兼任する。
- 5 監事は、会員中より総会の議を経て運営委員長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 運営委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、運営委員は再任を妨げない。

- 2 運営委員長、運営副委員長、常任運営委員及び監事の任期は、1 年とする。ただし、監事以外は再任を妨げない。再任の場合は、引き続き 2 年を超えることはできない。
- 3 任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第5章 会 議

(会 議)

第10条 部門の会議は、総会、運営委員会及び常任運営委員会とする。

- 2 部門の総会は、原則として年 1 回開催し、次の各号の事項を承認又は審議決定する。
 - (1) 第 4 条に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会費に関する事項
 - (4) 寄付金その他の収入に関する事項
 - (5) 本規程の変更に関する事項
- 3 総会は、会員の 3 分の 2 (委任状を含む。) 以上をもって成立し、議案の承認又は決定は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 4 総会の開催及び運営については、別に定めるところによる。
- 5 運営委員会及び常任運営委員会は、運営委員長を議長として適宜開催する。

第6章 会 計

（経 費）

第11 条 部門の経費は、協会からの助成金、部門会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 部門会費は、年額 1,000 円とする。

（会計年度）

第12 条 部門の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（規程の改廃）

第13 条 この規程の改廃は、総会出席者の 2 分の 1 以上の賛成を必要とするものとする。

附則 この規程は、昭和 63年 10月 4日から施行し、昭和 63 年 4 月 1日から適用する。

附則 この規程は、平成 8年 8月 22日から施行し、平成 9 年 4 月 1日から適用する。

附則 この規程は、平成 13年 8月 7日から施行し、平成 14 年 4 月 1日から適用する。

附則 この規程は、平成 14年 8月 21日から施行し、平成 15 年 4 月 1日から適用する。

附則 この規程は、平成 17年 8月 24日から施行し、平成 18 年 4 月 1日から適用する。

附則 この規程は、平成 20年 8月 9日から施行し、平成 20 年 4 月1日から適用する。

附則 この規程は、平成 24年 8月 23日から施行する。

附則 この規程は、令和 4年 8月 19日から施行し、令和 5年 4月 1日から適用する。

附則 この規程は、令和 6年 8月 26日から施行し、令和 7年 4月 1日から適用する。